「婚姻外の男女の関係を一方的に解消したことにつき不法行為責任が否定された事例」

(最高裁判所平成16年11月18日第一小法廷判決)

文責　伊藤、牧原、深津

１.事実概要

昭和60年11月、Ⅹ女（原告・控訴人・被上告人）とY男（被告・被控訴人・上告人）は、結婚相談所を介して知り合い、翌月婚約した。翌61年3月、XYは、結婚の連絡をしていた関係者に、婚約を解消する書状を出した。そこには「お互いにとって大切な人であることにはかわりはないため、スープの冷めないぐらいの近距離に住み、特別の他人として、親交を深めることに決めました」と記載されていた。同年4月、YがX宅の近所に転居した。YはX宅にときどき泊まるが、食事を共にすることもなく、経済的に独立し、共有財産もなかった。

　Xは子を欲しなかったが、Yの強い希望で平成元年に長女を、同5年に長男を出産した。XYは子の出生の届出と同時に婚姻の届出をし、直後に協議離婚の届出をするということを繰り返した。また、Yが子の養育に全責任を負い、Xは子の養育に一切かかわらない旨合意していた。そして、この出産費用等として相当額の金銭がYからXに支払われた。出産後は、Yの判断で長女はYの実母に預けられ、長男は施設に預けられた。

平成8年、Xが遠方の大学に赴任した。同12年、YとA女が職場で知り合い、交際を始め、翌13年4月、YAは婚姻を決意した。同年5月、Yは京都旅行から帰ってきたXに対し、東京駅において、今後は今までのような関係を持つことはできない旨等を記載した手紙を手渡すとともに、他の女性と結婚する旨を告げ、Xとの関係を解消した。同年7月、YAは婚姻の届出をし、以後、YAと長男は一緒に暮らしている。

Xは、Yが突然かつ一方的に「パートナーシップ関係」を解消し、Aと婚姻したことが不法行為に当たると主張して損害賠償を求めた。

一審・東京地裁はXの請求を棄却し、Xが控訴。原審・東京高裁は、Ⅹが有するYとの関係継続の期待をYが一方的に裏切ったものとして不法行為の成立を認め、慰謝料100万円の支払いをYに命じた。これに対し、Yが上告した。

2．判旨

　前記の事実関係によれば、①YとXとの関係は、昭和60年から平成13年に至るまでの約16年間にわたるものであり、両者の間には2人の子供が生まれ、時には、仕事の面で相互に協力をしたり、一緒に旅行をすることにあったこと、しかしながら、②上記の期間中、両者は、その住居を異にしており、共同生活をしたことは全くなく、それぞれが事故の生計を維持管理しており、共有する財産もなかったこと、③XはYとの間に2人の子供を出産したが、子供の養育の負担を免れたいとのXの要望に基づく両者の事前の取り決めに従い、Xは2人の子供の養育に一切かかわりを持っていないこと、そして、Xは、出産の際には、Y側から出産費用等として相当額の金員をその都度受領していること、④YとXは、出産の際に婚姻の届出をし、出産後に協議離婚の届出をすることを繰り返しているが、これは、生まれてくる子供が法律上不利益を受けていることがないようにとの配慮等によるものであって、昭和61年3月に両者が婚約を解消して以降、両者の間に民法所定の婚姻をする旨の意思の合致が存したことはなく、かえって、両者は意図的に婚姻を回避していること、⑤YとXとの間において、上記の関係に関し、その一方が相手方に無断で相手方以外のものと婚姻をするなどして上記の関係から離脱してはあらない旨の関係存続に関する合意がされた形跡はないことが明らかである。

　以上の諸点に照らすと、YとXとの間の上記関係については、婚姻及びこれに準ずるものと同様の存続の保証を認める余地がないことはもとより、上記関係の存続に関し、YがXに対して何らかの法的な義務を負うものと解することはできず、Xが上記関係の存続に関する法的な権利ないし利益を有するものとはいえない。そうすると、Yが長年続いたXとの上記関係を前記のような方法で突然かつ一方的に解消し、他の女性と婚姻するに至ったことについてXが不満を抱くことは理解し得ないではないが、Yの上記行為をもって、慰謝料請求権の発生を肯認し得る不法行為と評価することはできないものというべきである。

3.論点

　婚姻外男女関係の一方的解消による不法行為責任は認められるのか。

4.基礎知識

婚姻の成立要件

…①婚姻障害(民法731条～737条)のないことと、②婚姻意思があること、③届出があることが要件とされている。

内縁関係

…社会一般においては夫婦としての実質を持ちながらも、婚姻の届出を欠いているため法律上の夫婦と認められない関係。日本では、内縁関係を「婚姻に準じた関係」として法律的保護を与えてきた。いわゆる準婚理論である。準婚理論では、①婚姻意思と②共同生活の実体が存在する場合に内縁の成立を認め、保護を与えるとされている。

婚姻と内縁関係の効果の違い

※内縁関係については判例で認められたものを記載しているが、認められるかどうかはケースバイケースである。

|  |  |
| --- | --- |
| 婚姻 | 内縁関係 |
| * 同居・協力・扶助義務(752条)
* 婚姻費用分担義務(760条)
* 日常家事債務の連帯責任(761条)
* 夫婦財産の共有推定(762条2項)
* 財産分与の請求(768条)
* 貞操義務
* 夫婦間の契約の取消権(754条)
* 夫婦の氏(750条)
* 成年擬制(753条)
* 姻族関係の発生(725条)
* 子の嫡出性(772条,789条)
* 配偶者相続権(890条)
 | * 同居・協力・扶助義務(752条)
* 婚姻費用分担義務(760条)
* 日常家事債務の連帯責任(761条)
* 夫婦財産の共有推定(762条2項)
* 財産分与の請求(768条)
* 貞操義務

以上は内縁に類推適用される。 |

民法709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

→この709条から①加害者の故意・過失②権利侵害③損害の発生④侵害行為と損害発生との間の因果関係⑤加害者の責任能力⑥違法性の6つが不法行為の成立要件とされている。

5.判例

継続的な同居を欠く婚姻外男女関係において、内縁の成否ないし不当破棄が争点とされた裁判例

仙台高裁秋田市判昭和38年1月28日

甲男と乙女は、婚姻の約束をして継続的な性交渉を持った。乙の家族に反対されたため、甲乙は婚姻を断念し、約3年間にわたる関係を解消したところ、甲が内縁関係の不当破棄を理由に損害賠償を求めた。裁判所は、甲と乙「とは大体その住所と生計を異別にしていたのであって、良名間にはまだ社会通念上夫婦共同生活と認められるような共同生活の実質が完全にあったとまでは云えない」として、内縁の成立を否定した。

大阪地判平成3年8月29日

会社員の乙女と国家公務員の丙男は、見合いで知り合い交際を始め、互いに住居を行き来するようになった。二人で旅行に出かける、入院した丙を乙が看病するといった関係が約16年間続いた。丙が死亡し、死亡退職手当等の受け取りをめぐり丙の実母と乙の争いになった。裁判所は、乙は丙と「いずれ正式に婚姻届出がなされることを前提として、夫婦と同様の認識をもって丙との関係を継続していた」と認定し、さらに乙丙間には「精神的にも日常生活においても相互に協力し合った一種の共同生活形態を形成していたものと認めるのが相当である」とし、乙に死亡退職金手当金の受給権を認めた。

上記2判例とも、内縁の成立には婚姻意思と共同生活の実体を求めている。

6.各裁判所の判断枠組み

(1)第一審

　「XとYとの間には、意識的に形成された長年にわたるパートナー関係が認められ、また、その間には2人の子供がいるとはいうものの、その生活形態、相互協力の程度、子供の出産及び養育家庭等に照らして考慮すれば、その関係が（特に長男出産後は）、法律上の夫婦同様の関係であるとまではいうことができない上、Xが主張するような、終生、相互に協力し、扶助する義務があり、一方当事者の意思で解消することができない永続的な関係であるとは解することはできない。」「したがって、たとえ、Xが、Yとの関係について今後も継続することを期待していたとしても、その関係の継続をYに強制できるものではなく、Xの期待権が侵害されたものとして、その精神的苦痛に対する法的な賠償をYらに求めることはできないものというべきである」とし、Yの不法行為責任を否定した。

(2)原審

　「XとYとの関係は、婚姻届を提出せず、法律婚として法の保護を受けることを拒否し、互いの同居義務、扶助義務も否定するという、通常の婚姻ないし内縁関係の実質を欠くものであったことが認められる」が、「XとYは、両者が知り合った昭和60年から平成13年に至るまでの約16年間にわたり、上記のような関係を継続してきたものであり、その間2人の子を儲け、時に互いの仕事について協力し、一緒に旅行をすることもある等、互いに生活上の『特別の他人』としての立場を保持してきたこともまた認められる」ので、「Yが、Xとの格別の話合いもなく、平成13年5月2日に突然上記の関係を一方的に破棄し、それを破綻させるに至ったことについては、Xにおける関係継続についての期待を一方的に裏切るものであって、相当とは認め難いものと言わざるを得ない。したがって、Yは、Xに対し、その点における不法行為責任を免れがたいものと解するのが相当である。」

また、原審ではAについての不法行為責任についても検討されている。

「Aは、YがXとの関係を解消した当時、上記のとおり、Yとは婚姻を約したのみであり、それ以上の関係にはなかったことが窺われること、・・・YによるXとの関係の解消時期や方法にも全く関与していなかったことが認められる。他方、X・Y間においては共同生活の実体がなく、その関係を解消することによって、いずれにとっても家庭生活の平穏等に対する影響が生じる余地がないことは、前期引用に係る原判決認定のとおりである。以上の諸事情に照らすならば、Aについては、Xの存在を知りながらYと婚姻を訳したとしても、未だXに対する損害賠償を認めなければならないほどの違法性があるものとは解し難い」として、Aの不法行為責任を否定した。

7.私見

　従来の判例から、内縁として保護を受けるためには、夫婦共同生活と認められるような関係を成立させようとする意思（婚姻の意思）及び、夫婦共同生活の実態が存在することが必要である。本判決においては、②③で共同生活の実体が否定され、④で婚姻意思の存在が無いとされたため、内縁関係が認められなかった。そのような男女関係は互いに何らかの法的な義務を負うものでもなく、法的な権利ないし利益を有するものではない為、一方的な解消をされた場合であっても準婚理論によっては保護されない。ただし、準婚理論による保護を受けないとしても、関係継続中に一方が要保護状態にあった場合や、一方的な解消から他方が精神的に打撃を受け、病気になったり仕事の継続が困難になったりなど、要保護性が生じた場合にはそれを根拠に不法行為責任を肯定し、解消された方を保護するべきである。

　そして、本件の場合は、関係継続中にXが要保護状態にあったわけでも、Yの一方的な解消により要保護状態に陥ったわけでもない為、パートナー関係を解消したことによる損害賠償責任は生じない。

本件最高裁判決は、男女関係が破綻した場合における、法的保護ないし準婚理論適用の限界事例として位置づけられていると考える。本件のようなパートナー関係が生じてくるに到った社会的背景としては、「ライフスタイルの変化に伴う男女関係の多様化」という点が指摘されるが、近年、同性愛も含め様々な男女関係が生まれており、今後、男女関係が多様化することも予想される。国際的にみても、多様化する男女関係に対応した法律が存在する国もあり、日本においても現行法（家族法）の枠にとらわれない法改正や制度の創設の検討が必要な時期にさしかかっているのかもしれない。

【参考文献】

　裁判所時報1376号505頁

　判例タイムズ1180号126頁

　法律時報78巻4号115頁

　法律のひろば58巻5号54頁

　中川淳・小川富之「家族法」(法律文化社2013年)

　松川正毅「民法　親族・相続　第四版」(有斐閣アルマ2014年)

　深見友紀子「最高裁・パートナー婚解消訴訟オフィシャルサイト」

http://www.partner-marriage.info/